平成２２年（フ）第２１７０号
大阪府豊中市庄内西町５丁目10番３号
債務者　山本トシ子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３５２号
大阪府吹田市原町３丁目26番１―907号
債務者　福井　明美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０５号
大阪市平野区瓜破１丁目10番24―402号
債務者　堅固　　穆
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０６号
大阪市平野区瓜破１丁目10番24―402号
債務者　堅固由美子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１４号
大阪市旭区赤川２丁目９番17号
債務者　和田　深雪（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７０号
大阪市北区長柄東２丁目８番36―1010号
債務者　寺本貞子こと　金　　貞姫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７８号
大阪府茨木市新堂１丁目７番14号
債務者　秋田　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７９号
大阪府茨木市新堂１丁目７番14号
債務者　秋田　壽一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８０号
大阪府茨木市庄１丁目４番27号
債務者　山田　芳樹
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０２０号
大阪府守口市八雲北町２丁目５番16―201号
債務者　仁田　芳美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５２号
大阪市大正区三軒家東２丁目４番20号レガーレ大正５Ｂ
債務者　有永　博司
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６９号
大阪府豊中市東豊中町４丁目１番45号
債務者　三木冨美子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０７９号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目１番25号　メゾンドール北加賀屋406号
債務者　岩﨑　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０８０号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目１番25号　メゾンドール北加賀屋406号
債務者　岩﨑　育代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０８９号
大阪市北区天神橋３丁目10番30―413号
債務者　加藤奈美子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９８号
大阪市旭区太子橋２丁目４番16号
債務者　いろはこと　平　　和志
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３８号
大阪府豊中市島江町１丁目３番11―204号
債務者　大西　昌代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部